

助 成 対 象 行 為 及 び 助 成 対 象 経 費

1. 対象地域

仏生山歴史街道都市景観形成地区内が対象です。

3. 助成金の額

助成金は、下記に掲げる助成対象行為に応じた経費に助成率を乗じて算定した金額です。ただし、その金額は、助成限度額内とします。また、この額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとします。

助成対象行為及び助成対象経費		助成率	助成限度額
建築物 (平屋・二階建て)	屋根・庇等	日本瓦葺き、銅板葺きに係る下地を除く仕上材及びその施工費	1/2 200万円
	外 壁	漆喰塗り、板張り等に係る下地を除く仕上材及びその施工費	1/2 100万円
	開口部	(1) 木製ならびに木質調の建具、むしこ窓等の景観に配慮した窓等 (2) 景観に配慮した出入口の扉、引き戸、格子戸等 以上に係る材料費及びその施工費	1/2 100万円
	色彩変更	外観の過半にわたるもので、黒、白及び土や木の自然色を基調とした景観に配慮した色彩で、変更に係る材料費及びその施工費	1/2 50万円
工作物等	塀・門	(1) 日本瓦葺き、銅板葺き屋根 (2) 漆喰塗り壁、板塀等 (3) 景観に配慮した和風の門等 以上に係る土工事を除く材料費及びその施工費	1/2 50万円
	看板	二階の軒より低い位置に設置され、景観に配慮した材質の看板に係る材料費及びその施工費	1/2 50万円
	設備機器等の隠蔽	景観に配慮した空調機器等及び自動販売機の隠蔽に係る材料費及びその施工費	1/2 25万円

1. 助成対象経費は、道路から通常見通せる部分及びそれに連なる部分に係る経費とする。
2. 助成対象行為が、同一敷地内において2以上ある場合の助成限度額は、300万円とする。
3. 助成金の交付を受けた後に、当該助成金の対象となった敷地内において助成対象行為をしようとする場合の助成限度額は、300万円から既に交付された助成金額を控除した額とする。